

令和7年 八潮市農業委員会11月総会 議事録

1 開催日 令和7年11月25日（火）

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所会議室3-4

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏 10番 松田 淳一

4番 斎藤 富子 11番 篠木 秀彦

6番 飯山 敏行 12番 石井 清巳

7番 新井 孝美 13番 關根 幸子

8番 鈴木 隆 14番 荻野 透

9番 田中 幸夫 15番 白倉 明久

5 欠席委員 1名

5番 福岡 達則

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基

づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（照

会）

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について
報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 濑澤 昭仁
係長 平野 麗子
主任 矢川 貴法

開会 午後 2 時 00 分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会11月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は14名でございますので、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、5番、福岡委員からは欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 改めまして、こんにちは。

寒い雨の中、11月の総会にご出席をいただきましてありがとうございます。今日のような天候もありまして、もう年の瀬も近いのかなというふうに季節の推移を感じるところでございます。

先日、11月19日ですか、第3回農業祭実行委員会がございまして、12月6、7日の農業祭に向けての最後の実行委員会ということで、最後の確認を行ったところでございます。

私ごとでございますけれども、先日の県民の日に、瀧澤局長とともに浦和のほうへ参りました埼玉県知事賞を頂いてまいりました。八潮市でほかに2名の方もいらっしゃって、3人行ったわけでございますけれども、立派な賞状を頂いてまいりました。

それから、今年は皆さんもご承知のように米価が上がりまして、お米を作っているいらっしゃる方がいろいろとここで機械を入れて設備投資をなさっているようでございます。大塚さん、色彩選別機って言うの。

○3番（大塚一宏委員） 色彩……、そうですね。

○会長 その機械って幾らくらいするの。

○7番（新井孝美委員） 容量によるよね。

○会長 その機械の供給、生産が間に合わないそうで、結構今人気だそうでございます。

○3番（大塚一宏委員） 展示会に置いてあったのは180と、300と言ったっけ。

○7番（新井孝美委員） 玄米と白米では容量が違うのですよ。

○会長 あ、そうなんですか。そういう農機具で、大変人気があって、それを設備投資をする人が増えていると、こういうことでございます。

今日も何点か、委員の皆様にご審議をいただく点がございますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、次に傍聴者の報告でございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ① 八潮市農業委員会 11月総会次第 | A 4 横 |
| ② 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼） | （資料 1） |
| ③ 令和7年度秋季農地パトロール結果 | （資料 2-1） |
| ④ 農地の利用意向調査について（お願い） | （資料 2-2） |
| ⑤ 農地の適正管理についてのお願い | （資料 2-3） |
| ⑥ 地図 | （資料番号なし） |
| ⑦ 埼玉県農業技術研究センター | （資料 3） |
| ⑧ 2026年農業委員会手帳 | |

今回お配りする手帳に、現在お持ちの手帳に入っている身分証明書を入れ替えてご使用ください。もしなくしてしまった方がいらっしゃいましたらお作りしますので、事務局のほうにご連絡ください。

- ⑨ 農業委員会活動記録簿（11月～12月分）
⑩ 農業ニュース第56号+名簿

今年の農業ニュースができましたので、担当地区の農家さんに配っていただきたいと思います。一部カラー刷りのものは委員さんの分でございますので、残りの白黒印刷の分について名簿を確認していただき、ポスト投函で構いませんので配布のほうをお願いします。こちらにつきましては冒頭に農業祭の案内を載せておりますので、できるだけ今週中にお配りいただきますようお願いいたします。

- ⑪ 農業祭のチラシ

（資料番号なし）

以上、11点となります。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようなので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とあるわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろし

くお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、着座にて失礼させていただきます。

次第に基づきまして進めてまいりたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょ
うか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番の鈴木新一委員、9番、田中幸夫委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第18号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

まず、議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件につきまして、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」に該当するため、○○番、○○○○委員には審議終了までご退席をお願いいたします。

—— ○○番 ○○○○委員 退室 ——

○議長 それでは、議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件につ
きまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件でございます。
こちらは、賃借権の設定になりますので、受人、渡人は借人、貸人と読ませていただきます。

借人住所・氏名、〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇〇〇番地、〇〇〇株式会社〇〇〇事務所所長 〇〇〇〇、貸人住所・氏名はお示しのとおり12名、17筆、登記地目は全て田、当初許可時の現況も田、地積は変更許可を含めて〇〇〇平米でございます。

次に、お隣の2ページをご覧ください。

表の中ほど、権利の内容は賃借権（令和〇〇年〇〇月まで）の設定でございます。

申請地の概要は、10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

申請目的は、仮設道路・資材置場です。

申請理由といたしましては、当初許可時にご説明いたしましたが、再度ご説明させていただきます。少し長くなります。

東京外環自動車道は、〇〇〇から〇〇〇の間で50キロメートル区間が供用中ですが、休息施設が不足しており、安全かつ円滑な走行環境の向上を図るため、〇〇〇の新設が平成31年3月29日に事業認可を受けています。令和4年8月に商業施設の申請がありまして、それを許可したところですが、今回は、事業に伴う既設市道のつけかえ整備に当たりまして、仮設道・資材置場、水田の掘削表土の仮設置場などが必要なため一時的に転用するものとして申請されたもので、こちらの変更理由にありますとおり、令和4年12月及び令和5年11月に許可になったものでございます。

資金計画・調達計画につきましては、借地料、造成工事、道路工事費など費用として、こちらご覧の金額を〇〇〇からの融資というところで、最終的にはお金を借りる形を取りまして、工事完了後に毎年〇〇〇にお金を返していくそうですが、当面は自己資金で貯うということで金融機関の残高証明書も提出しております。

周囲農地への被害防除策といたしましては、転用するに当たりまして、土砂流出防止柵及び仮設道路ののり面にはシートを設置しまして、隣接地への被害を防止する計画となっております。

次に、1枚開いて3ページをご覧ください。

場所の説明をいたします。もう御存じだと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

〇〇〇地区の〇〇〇学校のまづ〇側、今回申請地が2ヵ所に分かれておりまして、四角でお示しの箇所です。〇〇〇計画地の〇側と〇側で、こちらの申請地の中で、湾曲しているところなどが仮設道路でございます。〇〇〇を整備することによりまして、今〇〇〇学校前の〇〇〇の道路が使えなくなるため、この機能補償としてのつけかえ道路を市の道路治水課と協議しまして造ることになっております。今回の許可申請内容の資材置場につきましては、こちらの仮設道路を造るに当たりまして、1回、現在借用している水田の表土を30センチほど全部すき取ります。そのすき取った田んぼの土を、工事完了後、また元の水田に戻すために山にしてシートをかけて養生しております。このすき取った水田の土を置く場所自体も含めて全部すき取るそうです。すき取って仮置きした表土のほかに、資材置場としまして、つけかえ道路を造るための道路施設、道路

側溝ですかとかガードレール、排水ますなどの資材を置くための資材置場も設置するということで計画されております。これが四角で示してある上側（北側）の申請部分です。

南側の申請地につきましては、道路を挟んで3か所に分かれていますが、こちらは同じく田んぼの表土をすき取った土の仮置場及び道路側溝などの資材置場、また、北側とちょっと違うのが変圧器などの受電設備を設置する計画となっております。変電設備というのが、○○○の造成工事の際に地盤改良などの大がかりな工事をするに当たり、その際に使用する電力が必要なため設置するということです。

現地の様子につきましては、めくっていただいて4ページ目、5ページ目、6ページ目に写真を掲載していただいております。このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

18日に現地調査に行ってまいりました。ふだんから農地パトロール等で見回っているんですけれども、○○○が新設されたということで、工事車両のほうも○○○から搬入というか、入ってきます。その間にすき取った泥をフレコンバックに詰め込んでありますし、若干上のほうは草が生えちゃったりしているんですけども、問題はなかろうかと思います。並びに若干ヨシのほうも脇とかに生えているんですけども、これは工事関係者が草刈りをやると言っていたので、大丈夫かと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問等、ご意見等がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ———

○議長 黒いフレコンは、あそこに置いているのは表土を入れてあるの。

○7番（新井孝美委員） 500キログラムくらいかな、積み上げているというか、2段くらいの高さまで。

○議長 そのほかございますか。

事務局。

○事務局 2ページ目の変更申請認定の件でお示しをさせていただいております一番下の行、備考の欄について、特にご説明をさせていただきたいので、ちょっとお時間をください。

○議長 はい。

○事務局 ○〇〇〇〇一〇〇の法定相続人〇人のうち、〇人（持分〇分の〇）の同意確認済となっています。こちらにつきましては、左側1ページ目、一番下の欄ですが、被相続人、〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の相続人さんがいらっしゃるのですが、〇〇〇が〇〇〇〇さんと接触をしているところなんですが、この〇〇〇〇さん〇人との接触が今できていないそうです。ただ、〇〇〇の顧問弁護士は、持分2分の1を超える相続人から貸借の変更ですとか打ち切りの申出がない限りは、貸借は継続するというふうに法律的には整理をしているということで、今回、持分2分の1となる相続人の〇〇〇〇さんの承諾を得ているので今回の計画変更申請に至ったということを書類をそろえて私も受け取っておりますので、こちらの議案上程に至っております。

これにつきましては、埼玉県の担当部署などとも打合せを重ねまして、この法律的な整理のもとで判断をしたところです。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま賃貸借期間中に相続が発生して、そしてその方の全員の承諾が同意を得ているわけではないのですけれども、今説明したような状況でございます。〇〇〇の顧問弁護士によると、2分の1以上の同意があれば、それは有効である、こういう解釈のようございまして、この後、この〇人の方がまだ接触していないということは……

○12番（石井清巳委員） 2分の1しか取っていないということ。

○事務局 はい。

○12番（石井清巳委員） 〇人は取っていないのだから、〇人しか。

○事務局 はい。文字しか書いてないご説明で申し訳ないのですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇〇さんです。〇〇〇〇さん〇人は〇〇さんです。〇〇〇〇さん〇人が代襲相続人で持分は4分の1です。ですので、持分としては〇〇〇〇さんが2分の1です。

○12番（石井清巳委員） ああ、そういうことか。

○議長 あと4分の1と4分の1ね。

○事務局 そのとおりです。

○12番（石井清巳委員） 〇〇だね。今あそこに住んでいないんだ、2人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇って。

○事務局 はい、〇〇〇〇さんの苗字のお2人は、お住まいはお示しのとおり〇〇〇〇ではありますので、別の場所にお住まいということです。

○議長 ご質問等ございますか。

○12番（石井清巳委員） 残るのは一部ですものね。

○6番（飯山敏行委員） 要は、単純に、貸す期間が令和7年12月22日からだから、切れそうだから延長という形ですね。

○議長 そう、延長、その間に相続が発生してた。

○6番（飯山敏行委員） 発生してしまったんですね。

○議長 よろしいですか。

———— 委員より意見なし ———

○議長 ほかにないようでございますので、それでは、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本件は原案のとおり可決いたします。

議案第18号の議事が終了しましたので、○○番、○○○○委員の入室をお願いいたします。

———— ○○番 ○○○○委員 入室 ———

◎議案第19号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第19号に入ります。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件でございます。

次第は7ページでございます。

こちら、使用貸借権の設定でございますので、譲受人、譲渡人は貸人、借人と読ませていただきます。

借人住所・氏名、大字○○○○○番地、○○○○○号棟○○○号室、○○○○さん、貸人住所・氏名、大字○○○○○番地、○○○○さん、土地の所在、○○○字○○○○○-○○、登記地目は田、現況は畠、地積は○○○平米です。

次に、お隣の8ページをご覧ください。

表の中ほど、権利の内容は使用貸借権（設定）29年間でございます。

申請地の概要につきましては、10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

申請目的は住宅敷地です。

申請理由といたしまして、借人さんと貸人さんは親子関係で、借人の○○○○さんは現在○○○に居住しております。貸人のお父様がお持ちの土地がこちらの畠でして、ここで専用住宅を建築し、計画すれば、親子三世代で近居できる環境で、親御さんのご面倒を見ることができること

から、本申請地に自己居住用住宅を建築したく申請に至ったとのことです。

資金計画・調達計画といったしましては、建築費などといったしましてご覧の金額を借入金と自己資金で賄うということで、金融機関の事前審査結果通知を受け取っております。

周囲農地への被害防止策といったしましては、転用に当たりまして敷地周辺にブロック土留めなどで囲みまして、周辺の農地に被害が生じないようにするということです。

次に、1枚めくっていただいて9ページをご覧ください。場所を簡単に説明させていただきます。

市役所の○側から○○○を○○○メートル○上し、○○○の交差点を○折、県道○○○線を○○○交差点を過ぎても○上し、○○○キロメートルほど進み、○○○交差点を○折、県道の○○○線を○○○方面に進みます。○○○線を○○○メートルほど進み、交差点の手前で○折、一方通行を○○○メートルほど進んだ丁字路を○に入った○手が今回の申請地です。

お隣10ページが現地写真です。南側が道路で、隣地は農地ではありません。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の12番、石井清巳委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

先週、事務局より連絡がありまして、先週の木曜日に現地を確認してまいりました。

日ごろよりここはパトロールしまして、今まで夏野菜等耕作されていまして、草もなくきれいに管理されていました。現状はこの写真のとおり、もう野菜も取り入れ、きれいに耕してあります。また、周囲も周囲に土等が流れる心配もないで、大丈夫かなと考えております。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と12番、石井清巳委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましてご説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いをいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） この実家の方はお幾つくらいなのですか。

それから、もう一つ、ここは調整区域ですね。市街化区域には住居を建てられるような土地をお持ちではないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 まず、1つ目、貸人の○○○○さんのご年齢ですが、昭和○○年○○月生まれですので、○○歳です。

あともう1点ですが、市街化区域内の土地をお持ちでないことは代理人から口頭では確認しているのですが、すみません、この書類の中に探すことができず、ご説明ができず申し訳ないですけれども、ただ、〇〇〇〇さんは特に土地はお持ちではないというふうな証明はいただいております。

○2番（鈴木新一委員） 市街化区域をお持ちですと、そっちを優先するかなと。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○2番（鈴木新一委員） それで質問させていただきました。

○事務局 はい。参考として、この農地転用許可申請に先立ちまして、都市計画法29条、開発許可についても審査をされて、現在許可申請に至って、農転許可と同時許可なので、開発許可はまだ交付はされてないのですけれども、農地転用許可申請の際にも今代理がおっしゃられたような市街化区域内など、別の住宅供給に適した土地に住宅用用地を持っていないことということの確認をされておりますので、こちらの開発行為許可申請をされているということは、市街化区域内の住宅地を持ってないというふうに判断できると思います。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○2番（鈴木新一委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

今さらですが、権利の内容の使用貸借権設定、29年という、この設定年数って決まっているんですか、どうやって決めているのですか。普通に考えて一緒ではないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 使用貸借権の29年につきまして、農地転用してしまえば恐らく一生農地には戻らないものではあるものの、便宜上のところで年数を設定しているというのが一つと、今回、29という具体的な数字が出てきたのは、これはローンの期間が、29年に設定してありましたので、その数字との突合で、29というふうに数字をいただいたようなところです。

○議長 よろしいですか。

○3番（大塚一宏委員） はい、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第19号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。

本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第20号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第20号の1と2、農地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件でございます。

次第のページは11ページです。

番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇〇〇番〇〇 〇〇〇〇さん、貸人住所・氏名、〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん、土地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇〇番、畝でございまして、面積が〇〇〇平米でございます。

また、続けて2番、同じく借受人は〇〇〇〇さんで、貸人住所・氏名は〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇さん、土地の所在が〇〇〇字〇〇〇〇〇-〇〇外5筆で、同じく全て畝で利用しております、土地の面積の合計は〇〇〇平米でございます。

番号1、番号2ともに賃借権の設定6年間で、申請理由につきまして中間管理権の設定の新規でございます。

申出承認の根拠でございます。申請人は農地の全てを効率的に利用しており、耕作など事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであります。

農業専従者は3名で、年間の従事日数は〇〇〇日、〇〇〇日がお2人でございます。

現に耕作に供している農用地は〇〇〇平米、主な作目といたしましては小松菜、枝豆、キャベツ、ブロッコリーなどの栽培をしていらっしゃると農地台帳上記載されております。

所有している農機具はトラクター、耕耘機、トラックなどでございまして、主な出荷先は市場と農産物直売所でございます。

次に、場所の説明をさせていただきますが、1枚めくついていただいて13ページの議案20-1申請箇所と20-2申請箇所でございます。写真につきましては14ページと15ページでございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、田中幸夫委員より現地調査の結果並びに補

足説明がございましたらお願ひいたします。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

事務局から11月17日に連絡があり、調査した、ここなんですけれども、1番、2番に対してはもう六、七年前から〇〇〇〇さんがいたときに契約をしていたんですけども、亡くなつて、今度は〇〇〇〇さんの時代になつたので、それで更新書き換えという形になつたんですけども、そのためにこのハウスが建つてゐるということなんですね、1番、2番は。

3番、4番に関しては、やはり五、六年前から借りてゐたんですけども、この隣に借りてゐる人がいて、同じ敷地内なんですけれども、ここで5畝くらい借りてゐるんですけども、結局それは1年、2年貸してくれと言われたから、〇〇〇〇さんは全部を貸したかった。本当は全部を貸したかったんだけれども、どうしても1年、2年だけ貸して下さいということなので、ずっと今でも借りてゐるので、ではこれではしようがないというので、この半分を借りてやりたいということになっていて、ここに至るという形なんですけれども、作付は何回もやっていて、ジャガイモやブロッコリーやら、いろんなのをやっていて、今回はジャガイモの終わった後なので、ちょっと今きれいなんですけれども、内容としてはそんな感じなんですけれども、問題はないと思います。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と9番、田中幸夫委員より農地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願ひをいたします。

○9番（田中幸夫委員） あと一つ忘れたのですが、〇〇〇〇さんなんですけれども、〇〇〇〇の名前なのでかなり年なんですけれども、〇〇〇〇さんが話をして、良いということになっていますので、そのところは安心してください。

○議長 何かございますか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

1番、2番のハウスは、これは〇〇〇〇さんが建てたものなんですね。

○9番（田中幸夫委員） そうです。

○6番（飯山敏行委員） そうなんですか。

○9番（田中幸夫委員） 家の前にあったんだけれども、区画整理で壊して、それをこっちに持つてきたんです。その時期なんですね、これは。

○6番（飯山敏行委員） では上物に関しては〇〇〇〇さんが。

○9番（田中幸夫委員） そうです。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。

○議長 ほかにございますか。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第20号の1と2について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第20号の3、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することはできない」に該当するため、○〇番、○〇〇〇委員には審議終了までご退席をお願いいたします。

—— ○〇番 ○〇〇〇委員 退室 ——

○議長 議案第20号の3、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 はい。続きまして、12ページでございます。

同じく議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件の番号3でございます。

借受人住所・氏名は○〇〇〇〇番地、○〇〇〇さん、貸人住所・氏名は○〇〇〇〇番地、○〇〇〇さんでございまして、土地の所在は大字○〇〇字○〇〇〇〇で畠でございます。面積が○〇〇平メートルでございます。権利の内容といたしましても賃借権（設定）で6年間で、申請事由につきましては中間管理権の設定で新規に手続を行います。

申出承認の根拠でございますが、申請人は農地の全てを効率的に利用し、耕作等事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者と適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであります。

農業専従者は1名で、年間従事日数は○〇〇日でございます。現に耕作に供している農用地の面積は○〇〇平メートルで、主な作目といたしましては枝豆、ネギ、小松菜、キュウリ、ブロッコリーなどの栽培をしていらっしゃいます。主な出荷先はふれあい農産物直売所、カスミなどということです。

所有農機具といたしましてはトラクター2台、防除機2台など、多く所有していらっしゃいます。

次に、場所の説明をさせていただきます。

繰り返しとなります、13ページ目の議案20-3申請箇所と着色をしてある場所でございます。

す。今回の審査していただきたい議案の写真は16ページ目の⑤と⑥の写真でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、田中幸夫委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいいたします。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

ここの場所なんですけれども、○○○○さんから、ちょっと足りないからもう少し借りたいと言ったので僕が間に入ったのですけれども、○○○○さんというのは農家をやってなくて、今ここに写真に写っていますけれども、長男さんが亡くなつたんですよ。本当は議案、先月のところで上がるところだったんですけども、いろいろありますて、最初、やっていいよともうなつていたので、今ブロックリーが写っている状態です。

8ページのこれは○○○○さんの家の畠なんですね。歩道の右側、写っているやつがちょっと伸びてないところもあった。左側は借りたところなんですけれども、隣に借りたということで、結局農家もやってないということなので○○○○さんもどんどん貸したいということなので、もう農家はほとんどやってないということで、ちゃんときれいにしていたので、何の問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と9番、田中幸夫委員より、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきましてご説明がございましたが、何かご質問等、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いをいたします。

○○○○さんは自宅の周りってどのくらいあるのでしたか。

○9番（田中幸夫委員） ほとんどハウスでしょう。露地が少ないと言っていたから。露地を借りたいと言っていました。

○6番（飯山敏行委員） 3反くらい持っています。露地をちよろちよろ、ほとんどハウス。

○事務局 農地台帳上の、今細かくは分かりませんが、恐らく……

○議長 概算で。

○事務局 6,000平米くらいあるのでは。

○議長 6,000なら6反、自宅の周り。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） これ、私の記憶が確かなら、○○○○さんは河川のところをほかの方に貸していますね。それなのに、何でまたここを取得するという、その根拠は、理由は何なのかなと思いまして。

○議長 その辺の事情は、事務局。

○事務局 ただいま飯山委員さんからご質問がありました、何か月前かに〇〇区の〇〇〇〇さんには〇〇〇平米くらいの土地を中間管理権の設定をするときの渡人になっていたのに、今回ここでというの、一応、手続上やヒアリングするのが都市農業部局だったので担当に聞きました。〇〇〇〇さんには聞いておりませんが。農業委員会事務局として〇〇〇〇さんには、この面積は本当にやり切れますかというのを聞きました。

○6番（飯山敏行委員） 従事者が1になつてるので、1で、また1反、結構大変だと思うので。

○事務局 こちら、書かせていただいているのは根拠がある数字だけを書かせていただいております。農地台帳はあくまで自己申告の内容ですので、もし〇〇〇〇さんが細かに、「私はこういうふうに勤め人とか雇っているんだ」ということを申告していただいたらそのまま書くというやり方をやっていますので、農地台帳上の従事日数などをそのまま書いております。別で聞き取りの範囲ではパートの方がお2人とかいらっしゃるようなことは聞いてはいるというところの労働力です。

○議長 前も身内の方がいたんだよね、その後辞めて。

○6番（飯山敏行委員） 僕も1人だと思っていたので。

○議長 いや、まるきり1人ではない。

○6番（飯山敏行委員） では雇われたというか、パートをお願いしている。

○議長 この面積は、できない、1人では。

○事務局 すみません、話の腰を折っちゃうのですけれども、最初にご質問がありました、こっちを貸したのにこっちをという件で……、〇〇〇〇さんとしては、集約的なところでちょっと使はずらかったという、こともあったという話をお聞きしました。

○6番（飯山敏行委員） こちらの判断でやっては間違ったのではない。

○事務局 実際やっている方ではないかもしれません。なかなか条件がよくないので、一番下の飛び地のところなんですけれども。

○6番（飯山敏行委員） あそこは三角で地型が悪いんですね、角のところなので。

○事務局 使っている方は使っている方で、まず八潮の取りかかりが欲しいという思いもあって、かなり熱心に走り回って地元の方とお話をしている中で〇〇〇〇さんとの縁ができる、〇〇〇〇さんが貸してもいいなというふうなことで貸した。〇〇〇〇さんとしては営農上集約の効率がいいところを欲しいというふうな思いもあったというところでの今回の話というふうに聞いております。

以上です。

○6番（飯山敏行委員） 行政としてはこれはありますか。自分は河川のところに持っているけれども、また同じ河川の地域で、自分は貸して、なおかつ他を借りるというのもあります

ね。

○事務局 はい、問題ありません。〇〇〇〇さんは今回このような形で明らかになっていますが、事務局のほうで把握している別の農家さんも、ご自身は借りているけれども、他に貸しているという方がいらっしゃいます。

○6番（飯山敏行委員） それはありますね。

○事務局 はい。

○6番（飯山敏行委員） あともう一つ、この河川の〇〇〇〇さんが借りるところがあるじゃないですか、13ページ、この先に行くともう河川ではないですか。土手つ端の、たしか道路の端だと思うんですけれども、かなり草ぼうぼうのところがあって、ちょっと地権者の方にお話を聞いたら、農政課さんでも誰が持ち主なのか把握していないとちらっと聞いたんですよ。こちらのほうは川の端っこなんですけれども、非常に分かりづらい土地になっているところが多いんだよと地権者の方が言われたんですよね。それって本当なんですか。持ち主まで追っかけられないって。

○議長 事務局。

○事務局 すみません、ちょっと具体的にどちらという話がしづらいのですけれども、今回皆さんにお配りしている資料の2のつづりの中でこういったような位置図があるんですけども、これでピックアップされた方は基本的に通知文書をお送りします。郵送するに当たって、返ってきてしまうだとか覚知できないということになりますので、そうしましたら、もう一段下がってお調べするということがありますので、全く絶対分からぬということはなかなかないかなとは思つて事務を進めております。

○6番（飯山敏行委員） 〇〇〇〇君がやっているブロックリー畑なんですけれども、それをちょっと見たら、河川のほうが一部ざっと草ぼうぼうだったので、これは指導されているのでしょうかと言ったら、行政のほうでも誰が持ち主かちょっと分からぬみたいですよなんて言われたので、そんな話があるのかなと思って。

○事務局 登記簿で出ます。

○議長 登記簿で出てきますので。

○6番（飯山敏行委員） 登記しない人もいますからね。

○議長 相続登記をしていなければ。

○6番（飯山敏行委員） それで追っかけられないと、ちょっとうろ覚えなんですか。

○事務局 前の人が発生してされないと、相続人がどんどん増えていっちゃうので、そうするとなかなか特定するのが難しい。逆にそこを追いかける権限とかというのを結構難しいところもありますて、どこまでできるのかというのが。

○議長 はい、分かりました。

○6番（飯山敏行委員） すみません、ありがとうございました。

○議長 ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第20号の3について原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、議案第20号の3の議事が終了しましたので、○○番、○○○○委員のご入室をお願いいたします。

—— ○○番 ○○○○委員 入室 ——

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の17ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定の届出についてにつきましては、1件の届出報告がありました。

届出人は○○○の○○○○さんです。記載のとおり、令和○○年○○月○○日に○○○○さんから相続により権利を取得したものです。あっせんの希望はありません。令和○○年○○月○○日に届出があり、令和○○年○○月○○日に受理を行いました。

なお、次第に記載はありませんが、令和○○年○○月○○日に○○○○さん（○○○○さんの相続人）より権利を取得した分、○○○○さんが土地の相続登記のみを行い、保存登記をしてなかった土地についても○○○○さんが保存登記を行っております。また、相続した土地のうち○○○○-○○、○○○○○-○○の土地につきましては、次第19ページ、3にありますとおり、所有権を移転済みであります。

次に、18ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、駐車場2件の届出を受理いたしました。

次に、隣の19ページをご覧ください。

19ページから20ページにかけまして掲載されています報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、住宅敷地4件、共同住宅敷地2件、作業所1件、敷地拡張1件の合計8件の届出を受理いたしました。

続きまして、次第の21ページをご覧ください。

報告第4号 農地転用後の工事完了届につきましては、8月に申請のありました鶴ヶ曽根地区的資材置場と平成30年12月に申請のありました八條地区的資材置場の農地転用完了の届出の報告があつたものでございます。

最後に、その次、次第の22ページをご覧ください。

報告第5号 農地所有適格法人の要件の確認についてですが、年に1回の報告の届出を受理したものでございます。

農地法第6条第1項の規定によりまして、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3か月以内に事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられております。今年の9月総会で○○○さんから報告がありました。そのほかに市内にございます○○○さんから農地所有適格法人報告書の提出があり、確認が終わりましたので、報告するものであります。

届出の報告につきましては以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後、質問がありましたらお願いをいたします。17ページから24ページでございます。お目通しをお願いいたします。

———— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について何かご質問がございましたら、お願いいたします。

———— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第の7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、協議事項が1件のほか、連絡事項が幾つかございます。

まず、依頼事項1件目、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の1をご覧ください。

申出地の概要といつしましては、○○○○○-○○号生産緑地です。土地の所在は大字○○○字○○○○○番○○及び○○番○○の合計が○○○平メートルでございます。こちらの買取り希望価格

がご覧の（4）の金額でございまして、平米当たりに換算しますと〇〇〇円です。

参考までに近隣の地価調査価格でございますが、1枚めくっていただいた上側四角で囲った内容です。

お隣の案内図が買取り申出地でございます。この申出地につきましては9月の総会、議案第14号で主たる従事者証明をした場所でございます。その後買取り申出の希望が市にありまして、市の各部署に買取り申出の照会に入りましたが、どこも申出がなかったことから、今回、農業委員会にあっせんの依頼がまいったものでございます。

これらの土地につきまして、もし担当地区の農業者さんから買取り希望がございましら、事務局宛て、次の総会までにご連絡をくださいますようお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にてお願ひをいたします。

よろしいですか。

―― 委員より意見なし ――

○議長 それでは、もし皆様の担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をお願ひいたします。

次に、協議事項1件目、農地パトロールの実施結果について、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局 資料2-1と附属の地図、資料2-2、資料2-3をご用意ください。

まず、資料2-1と附属の住宅地図のほうをご覧ください。そちらは皆さんに行っていただきました農地パトロールの結果をまとめたものとなります。

2-1の表の左のほうから、皆さんにパトロールの際に配付した地図に書いてあった番号、担当委員さんのお名前、右に向かっていきまして土地の所在地と番地、地目、面積、それと所有者の方のお名前、ちょっと説明は前後しましたが、こちらの資料2-1、個人情報が入っておりまますので、取扱いには十分ご注意くださいようお願ひします。

戻りまして、所有者の名前としまして、その右半分から、最初、令和7年度パトロール結果、皆さんに行っていただいたパトロールの結果を転記したものとなります。その隣が、事務局の確認結果ということで、皆さんに見て指摘をいただきました箇所を事務局で再確認したものとなります。皆様の意見と大体同じにはなっているのですけれども、事務局で現場のほうを確認したときに草刈りがされていたところ、あるいは草刈りをやっている途中のところとか、そういうところがありました。そのため、皆さんにチェックしていただいたときバツでも、事務局が見に行っ

た後、丸になったり、草刈りの途中だからもう少し様子を見てみようということで三角になっている場所もございます。もしご不明な点がありましたら、ご説明いたしますのでよろしくお願ひします。

今後につきましては、パトロールの結果を受けまして、資料2-3の管理依頼文書、資料2-2の農地利用意向調査を兼ねた文書、この2種類を送付することとなっています。これから送付する文が資料2と資料の3になります。

まず、前後しまして、資料2-2のほうを説明しますので、こちらのほうをご覧ください。

こちらは、農地の利用意向調査、これは法律で遊休農地とされたところにつきましては、その後農地をどうしていくのか、経営者にその意向を聞かないといけないことになっております。この文書の中段を読ませていただきます。

「さて、本会では農地法第30条の規定に基づき、農地の有効、かつ、効率的な利用の促進を目的に、毎年、市内の農地について利用状況の調査を行っております。調査を行った結果、裏面に記載した農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと認められることから、適正に耕作、または管理されるようお願いいたします。また、当該農地について、農地法第32条第1項の規定に基づき利用意向調査を行い、今後の意向を確認したいと考えておりますので、別紙意向調査票にご記載いただき、同封の返信用封筒にて、ご返送くださるようお願いします」、このような文書になっております。

1枚めくって、裏側をご覧ください。

こちらに指摘された遊休農地の事項を記載させていただきまして、その下に今後の管理について注意していただきたいということで、上記の農地は雑草が繁茂しており、そのまま放置すると害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する可能性があります。近隣農地に迷惑をかけないよう、所有地の適正な管理をお願いいたしますという文書を送付させていただきます。

次に、もう1枚のほうですけれども、相手から出していただきたい回答用紙のほうですけれども、こちらに意向を示していただく形になっております。あらかじめ真ん中のほうに指摘された農地をそちらのほうに記入させていただいて、回答を1から4番まで選んでもらう。1番というのは、当該農地については、自ら耕作をしますという利用意向、2番目につきましては、当該農地については、第三者への売買または貸出しを希望します。3番として、当該農地につきましては、第三者への売買または貸出しを希望しますということなんですが、自ら受手を探したいという意向の場合は3番として回答していただきます。そのほかの回答がある場合には4番のところに具体的に書いていただくよう、発送を行いたいと考えております。

続きまして、資料2-3の資料のほうを、こちらにつきましては、今回、遊休農地の指摘されたものを中心に、土地所有者、管理者に対して農地の適正管理についてお願いする文書となっております。

内容は先ほどの利用意向調査に添えた文面と同じで、2-3の中段に同様に、「あなたが所有されている下記の土地については、雑草が繁茂し耕作されてない状況が見受けられます。このままでは害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する恐れがあり、近隣農地へ悪影響を及ぼす可能性があります。つきましては、雑草を除去し、農地の適正な管理をされるようお願いいたします。なお、既に雑草を除去されている場合はご了承願います」、そのような文書を出しております。

先ほどの2-1の表に戻っていただきますと、こちら一番右側のほうにどちらの検討箇所かということの文書になっています。

以上、農地法に基づいて対応したいと考えておりますので、このことにつきましてご協議いただき、ご確認いただきまして、よろしければ、こちらの表に沿って今後速やかに発送したいと考えていますので、よろしくお願いします。

以上になります。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局より農地パトロールの結果と今後の対応につきまして、ご説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、举手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いをいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

さっきの資料の2-1、何枚目ですか、ページが書いてないのですけれども、田中委員さんの地域で、○○○○さん、3番から6番までですか、これって基本的に借りている○○○○さんという方は非常に、たしか私の記憶だとコンスタントに借りたいという形でこちらのほうに申請がきて、貸し借りが成立していると思うんですけども、ここに名前が挙がっているということは農地をちゃんと管理されてないということになると思うんですけども、とりあえず三角マークがついているので、まだグレーゾーンなのかなと思います。これが本当に耕作放棄になったら正式に通知を出すようになると思うんですけども、これに関してはやはり借りる方に責任があると思うので、もしこの方、土地を耕作したいから借りたいと言って、それで草ぼうぼうであるのだったら、ちょっとどうなのかなと思います。

これに関しては、何か、借りるのは構わないけれども、それ以上、要するに自分でもやり切れないときはあるかもしれないのですけれども、ある程度のペナルティーではないのですけれども、これって、単純に言うと、あなた、借りたのはいいんだけれども、草ぼうぼうですよとなっちゃうと、耕作してませんねとなっちゃうと、何かペナルティーみたいなものをつくったほうがいいと思うんですよね。それはどうなんですか。

○議長 事務局。

○事務局 中間管理権の設定をするに際し、ご説明をしている、「農地の全部を効率的に経営し」

などというふうに私読み上げさせていただいているとおり、借りるに当たって審査の1項目ではあります。この〇〇〇〇さんと具体的な名前が出ていているのですけれども、この土地につきましては確かに三角マークで30センチ膝丈ではありました。私どもが確認した際も30センチの膝丈くらいではあったものの、ちょっと考慮する項目が2点ほどありました。まず1点目が〇〇〇〇さんは全部で1万平米くらい経営されている中で、ご夫婦2人で回り切れないというところが見えたという中で……

○6番（飯山敏行委員）　回り切れないなら借りるなということですよね、単純に言っちゃうと。

○事務局　回り切れない中で、今回、恐らくここまで暑くなれば回れたのではないかという、今年度の過酷な気象条件を考慮したところが1点あります。

また、〇〇〇〇さん、三角ではあるものの、管理依頼文書も利用意向調査もしていないところの理由としては生えている雑草の種類を考慮しました。例えばセイタカアワダチソウとか生えているのであれば、文書を送って、しっかり管理してくださいというふうなお話だったんですけれども、イネ科の植物といいますか、ちょっと二、三ヶ月ほどですぐ出ちゃうようなものが元気に30センチくらい出ているような印象を受けたので、これは今年すごく暑かったので、熱中症の可能性もある中で、体調を万全に考えていただいて、この程度であれば、今年は目くじらを立てなくともいいかなと思ったところがありました。

○6番（飯山敏行委員）　一年草というやつですよね。

○事務局　はい。一年草です。中間管理権の設定をするに当たって、おっしゃられるようなことについては審査の1項目ではございますので、管理ができないような方は総会の議案にのせる前に農業委員会のほうで意見をつくってくださいと言われて、再度検討し直してもらうようにしています。

○6番（飯山敏行委員）　私はつくづく思っていたんですけども、結構借りる方ってずっと1反ずつ増やしていくって、4反、5反と借りるけれども、やれるならいいけれども、そのうちやれなくなったらとか、あなたのキャパをオーバーしているのではないかなとはちょっと心の中で思っていたんですよね。借りる方が責任を持たなくてはいけないので、だからできないのだったらそんな借りるなとは個人的には思ってしまうんですけども、何かしら、これから多分、今度たくさん借りる方で、そのうちあそこのところはやって、ここは草ぼうぼうだというところが発生しないとは言えないので、何かしらのペナルティーは私はつくったほうがいいのではないかと思うんですけども、もう貸さないとか、あなたは許可しませんよとか、例えば3年許可しませんとか、そういう、ちょっと適切ではないかもしれませんけれども、私個人的には。

○事務局　ペナルティーという表現があったかどうか分からぬのですけれども、農地中間管理権の設定をしたいということで申出がくる前段でふるいにかけるようにはしておりますし、何年間貸さないようにするみたいな、そういったようなものは今法律上ありませんで、法律に定めのな

い強い処分というのは私どもできませんで、ただ、事務局サイドで単発的に指導するということにとどまっています。

○議長 確かに○○○○さんは1町、結構やっているんだよね、田んぼもあるんだけれども、それで奥さんと2人でしょう。回るのかなという……、目いっぱいやると一つ狂うとどんどん狂ってくるんですね。

○6番（飯山敏行委員） 周りからも言われていますから、もうキャバをオーバーしているんじやないか。今日見たら案の定あったから……

○議長 自分が動けたときのイメージでもって簡単にできると思っても、限界を超えていて、一つ何かが、例えば体調を崩したとか、暑かったとか、そういうあれがあるとどんどん狂っていくんです、予定が。

○9番（田中幸夫委員） 俺がちょうど行き会ったとき、日射病というか、なったんだ、自分で倒れたと言っていた。そのときにちょうど草もできなくて悪いと言っていた。

○議長 それを目配りできる助けがあればいいんだけれども、人物的に、それがないとどんどん増えていっちゃう……、資金を投入して、農機具をそろえてやるしか。

○6番（飯山敏行委員） 雑談ですけれども、私だったら、せがれでも呼んで、ちょっとトラクタ一……、要するに個人の認識の差なんですよね。強くは言いたくないんですけども、やってないんだったら、借りれないというか、借りる価値というか、どうなの。

○議長 ある程度考えておいてください。

○6番（飯山敏行委員） ある程度線引きではないけれども、つくっておかないと。

○8番（鈴木 隆委員） さっき事務局で言っていたじゃない、借りる会議に入る前に、もう駄目ですよと言えるから、そのときそうやって言えばいい。

○議長 その辺は、これから検討課題に……

○6番（飯山敏行委員） 線引きはある程度つくっておかないと、この後の農業委員会をやるときにどうするとなったときに、いろんなあれが出てくるから。

○議長 去年、今年の気候を考えると、これからそういう気候になってくるから、夏場ですよね、夏場をどう対処していくか。

○3番（大塚一宏委員） 30センチはちょっと。

○議長 30センチくらい……、ハンマーナイフでやる、あとは除草剤をまいて、それで耕作する。

ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

○○○の7番、○○○○さんのところがハウス内草が1メートルから2メートル伸びているというふうに事務局の確認結果で出ていて、今日のこの総会のやつの22ページの農地所有適格

法人の確認で、ハウスの中、1メートル、2メートルも草が伸びて、これは草なのでしょうか。

草というか、草が1メートル伸びていて、これで適格なんでしょうか。今はない……

○9番（田中幸夫委員） 今は片づけた。

○議長 堤外のところ、あそこだよね。

○9番（田中幸夫委員） 堤外の〇〇さんち。

○議長 従業員がやっているところでしょう。

○9番（田中幸夫委員） 今全部片づけて、燃している。

○3番（大塚一宏委員） でしたら、よろしいのかと思いますけれども。

○議長 ほかにございますか。

―― 委員より意見なし ――

○議長 それでは、利用意向調査票の発送についてよろしくお願ひいたします。

次に、連絡事項が2点ほどございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 まずは12月の頭の農業祭についてです。こちらは12月6日土曜日、7日日曜日のご出席につきまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

農業祭は12月7日日曜日の開会セレモニーにつきまして確認でございますが、服装は平服、ノーネクタイ、帽子なしでございます。皆様の集合場所は練習館のエントランス向かって右側でございます。開会式が8時45分からでございますので、8時半に右側の玄関前にご集合をお願いいたします。

私ども事務局も作業服ではありますが、集合して、分かるようにしておきますので、またお声がけいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

あとお米、農業委員会の事業としてのお米の無料配布につきまして、飯山委員さん、石井委員さん、どうぞよろしくお願ひいたします。私どもおりますので、万が一となったら頑張りますので、よろしくお願ひいたします。予定としましては11時からの小松菜無料配布の後に、やるような形で考えております。恐らく11時半より少し前くらいになるかなと思っております。

農業委員の控室につきましては、例年どおり、練習館2階のセミナー室2、セミ2です。階段を上がっていただいて、右側です。いつもと同じです。

今現在、農業委員以外のもので参加をしていてお弁当をもらえるという方以外の方ですね、挙手で教えていただければ、数を実行委員会のほうに通知しておきますが、今現在お弁当が必要な方は教えていただくようお願ひいたします。

○議長 当日ちょっと都合がつかないとか、あるいはお弁当の時間までいないとか、そういう方ですね。

○事務局 今数を教えていただけないと、お話ができませんので……、いる方。

ありがとうございます。農業委員会としては12個ですね。ありがとうございます。

次ですが、連絡事項の2点目につきまして、資料3としてお配りしております埼玉県の、こちらが1月の日帰り視察研修先として受入れを依頼しました。内容としましてはイチゴと野菜をメインとして依頼をしておりますので、お忙しいところ大変申し訳ありませんが、1月の農業委員会総会後、そのままバスで埼玉県熊谷の農業技術研究センターのほうに行きたいと思っております。

今の段階で、こちらの研修や総会も含めてご参加が難しいという方はいらっしゃらないですね。1月23日、総会の後でございます。1月23日金曜日でございます。

○議長 これは日帰り。

○事務局 日帰りでございます。埼玉県はイチゴの開発に大変力を入れております。

総会については8時半に始めますので、8時半に始めて1時間で終わりにします。令和6年度もそのような形で朝一から始めて、1時間余りで終わりにして、そのままバスで参るような行程を取らせていただきまして、申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

農業祭と視察研修につきましてのご連絡については以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回の総会は、12月23日、日程が25日から23日に変わります。23日火曜日、同じくここ3-4会議室で行います。開始時間につきましては、総会終了後に忘年会を行いますので、4時ごろに総会が終了するよう考えております。

以上です。

○議長 ただいま事務局より12月の農業委員会の総会及び忘年会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたら、お願ひいたします。

―― 委員より意見なし ――

○議長 ないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願ひいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 皆さん、慎重審議、ありがとうございました。

今、大分早くからインフルエンザがはやっていますので、感染しないように注意していきたい
と思います。

それでは、以上で本日の総会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時35分